

平成22年9月15日
金 融 庁

紛争解決等業務を行う者の指定について

金融庁では、本日、保険業法(平成7年法律第105号)第308条の2第1項等の規定に基づき、下記の団体を紛争解決等業務を行う者として指定しました。

記

団体名	所在地	業務の種別等
(社)生命保険協会	東京都千代田区丸の内3-4-1	<ul style="list-style-type: none">● 生命保険業務● 外国生命保険業務
全国銀行協会	東京都千代田区丸の内1-3-1	<ul style="list-style-type: none">● 銀行業務● 農林中央金庫業務
(社)信託協会	東京都千代田区大手町2-6-2	<ul style="list-style-type: none">● 手続対象信託業務● 特定兼営業務
(社)日本損害保険協会	東京都千代田区神田淡路町2-9	<ul style="list-style-type: none">● 損害保険業務● 外国損害保険業務● 特定損害保険業務
(社)保険オンブズマン	東京都港区虎ノ門3-20-4	<ul style="list-style-type: none">● 損害保険業務● 外国損害保険業務● 特定損害保険業務● 保険仲立人保険募集
(社)日本少額短期保険協会	東京都中央区八丁堀3-12-8	<ul style="list-style-type: none">● 少額短期保険業務
日本貸金業協会	東京都港区高輪3-19-15	<ul style="list-style-type: none">● 貸金業務

※各団体とも、業務開始日は10月1日を予定しています。

お問い合わせ先

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)
総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室
(内線3516、3517)

【参考】 [金融ADR制度\(金融分野における裁判外紛争解決制度\)について\(PDF:73K\)](#)